

接の内容から総合的に判断し、総合点の高い学生から順に派遣先希望先受入枠の許す範囲の人数で推薦案を作成し、広報・国際交流部会に付議する。

10. 応募にあたっての注意

- (1) 派遣先大学からの入学許可をもって最終的な派遣決定となるため、学部推薦決定後であっても、派遣が保障されている訳ではない。
- (2) 在留許可・査証(ビザ)取得等の渡航手続きは派遣者本人の責任において行うこと。(国籍によって異なる)
- (3) 学部推薦決定後であっても、著しく学力が低下した場合、または素行不良(手続き・連絡の滞り等を含む)が認められる場合には派遣を取り消す場合がある。
- (4) 留学期間中の身分は「休学」ではなく「留学」となり、留学期間は本学在学期間に算入される。
- (5) 協定校で取得した単位が自動的に信州大学の単位に互換されることはない。単位認定の可否については、事前に関係者教職員に相談すること。なお、外国人学生の場合は、日本における在留資格「留学」を維持するために派遣先大学で取得した単位が信州大学の単位に互換されることが必要なため、十分留意すること。
- (6) 外国人学生の申請にあたっては、日本の在留資格の維持に十分留意し、留学期間中のみならず帰国後も信州大学での学業を継続することに支障のないよう、各自の責任において必要手続きを行うこと。
- (7) 住居についてはウプサラ大学指定業者に連絡し、自ら探す必要がある。これは、必ずしも住居が見つかる事を保証するものではない。尚、ミールプラン付き物件はない。
- (8) 大学院生の場合は、大学院レベルと学部レベルの授業履修が可能である。
- (9) 留学に関わる費用については保証人とよく相談したうえで、経済的な裏づけをもって応募すること。
- (10) 信州大学大学間交流協定に基づく交換留学への併願も可能である。

11. コロナ禍における派遣の注意

- (1) 新型コロナウイルス感染症影響下においては、派遣の中止または出発の延期・期間の短縮、派遣後の早期帰国が発生する可能性がある。また、渡航ができる場合でも本学・派遣国や派遣先協定校から渡航に関する条件が付される可能性がある。例として、派遣国や派遣先協定校が入国時の水際措置や新型コロナウイルスのワクチン接種を求める場合、それらの指示に従う必要がある。
- (2) 外務省の感染症危険情報レベルによっては、同意書(様式3)に加えて、「新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航についての誓約書」の提出を求める場合がある。
- (3) 留学先国・地域・大学では法令・規則を遵守するとともに、新型コロナウイルス感染症感染の疑いが生じた場合や濃厚接触者として指定された場合や感染した場合には、留学先国・地域の隔離措置などの指示に従う必要がある。
- (4) 水際対策や検査など必要な措置には従い、それに係る費用は自己負担となる。

12. その他

コロナ禍における例年との相違点:

- ・推薦者の自筆サイン、捺印を不要とします。
- ・推薦書を教員が学生に直接渡す代わりに、教員が推薦書を所属学部の学務係へ推薦書を預けることを認めます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては募集の内容、派遣のスケジュールに変更がある可能性がありますので、ご承知おきください。

13. 問合せ先および申請書類提出先

問合せ先： 信州大学教育学部学務係 Email e_kokusai@shinshu-u.ac.jp